資格喪失事由
「被保険者から脱退の申し出があり、健保組合が受理したとき」による申し出方法

１．脱退（資格喪失）日

被保険者からの申出書を当健保が受理した翌月１日
※脱退（資格喪失）日は資格喪失証明書にてご確認ください。
＜申し出の例＞１月１５日に当健保が申出書を受理→２月１日脱退（資格喪失）

※申出書の投函日・当健保の受理日・脱退（資格喪失）日について
当健保の受理日をもって脱退（資格喪失）日が確定しますので、ご注意ください。

申出書の投函日	当健保の受理日	脱退（資格喪失）日
月末近くのとき	当月末日までに受理	翌月１日
	翌月１日以降に受理	翌々月１日

２．申し出の方法

脱退（資格喪失）を希望される方は、「資格喪失申出書　兼　保険料還付請求書」を印刷し、必要事項を記入のうえ、当健保レセプト管理センターに郵送してください。
（印刷ができない方は、当健保レセプト管理センターにご連絡ください。）
※保険料を前納している場合でも申し出が可能。

申出書	任継 被保険者	「任意継続被保険者 資格喪失申出書　兼　保険料還付請求書」 (PDF171KB)	申出書郵送時に保険証･資格確認書は添付不要
	特退 被保険者	「特例退職被保険者 資格喪失申出書　兼　保険料還付請求書」 (PDF173KB)	
送付先	〒222-0033　神奈川県横浜市港北区新横浜２－８－１２ アテンド オン タワー ８Ｆ 東芝健康保険組合レセプト管理センター　宛		

３．資格喪失証明書の郵送と保険証・資格確認書等の返却

資格喪失証明書は脱退（資格喪失）日以降に登録の住所に郵送しますので、次の健康保険制度の加入手続きに必要の場合は、ご使用ください。
また、当健保の保険証・資格確認書（有効期限内のもの）・高齢受給者証（70 歳以上の方）（いずれも対象者のみ、被扶養者分含む）は同封の返信用封筒に入れ、５日以内に必ず返却してください。

【 注意事項 】

・申出書を当健保が受理後に申し出の取り消しはできません。
・申出書を当健保が受理した月の保険料が未納のときには、喪失事由「保険料が期限までに納付されなかったとき」に該当し、納付期日の翌日で脱退（資格喪失）になります。
・被保険者が資格喪失した場合は被扶養者含め全員の資格がなくなります。
・前納等で資格喪失月以降の保険料が既に納付済みの場合には、後日、登録の口座に金融機関を通じて還付（返金）します。
また、月払いのとき、保険料引落処理日程との関係から脱退（資格喪失）日後に保険料が口座引き落としになる場合があります。その際にも資格喪失月以降の保険料は、後日、登録の金融機関を通じて還付（返金）します。
・当健保の保険証・資格確認書等は脱退（資格喪失）日の前日までは使用できますが、脱退（資格喪失）日以降は使用できません。資格喪失後の医療費・健診費用等（東芝健保負担分）は後日請求する場合があります。

以　上

東芝健康保険組合レセプト管理センター：TEL 045-470-3225